令和７年３月

販売会社各位
受益者の皆さまへ

カレラアセットマネジメント株式会社

全ファンド
記載変更（予定）のお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております当社設定の全ファンドにつきまして、投資信託及び投資法人に関する法律第 14 条の改正に伴い、以下の記載変更を行うことを予定しておりますので、ご案内申し上げます。

敬具

記

１．対象となるファンドの名称
追加型証券投資信託　全ファンド

２．投資信託約款変更の内容
（投資信託約款変更後の条項）
下記の追加型証券投資信託の該当条項を変更する約款変更を予定しております。

（新旧対照表）A

新（変更後）	旧（変更前）
【信託事務等の諸費用】 第〇条　（略） ③　前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。 （略） ４．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷、交付および提供等に係る費用 （略）	【信託事務等の諸費用】 第〇条　（略） ③　前各項の諸経費の他、以下に定める費用は受益者の負担とし、当該費用に係る消費税等に相当する額とともに投資信託財産中から支弁します。 （略） ４．投資信託約款及び運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用 （略）

（新旧対照表）Ｂ

新（変更後）	旧（変更前）
【運用状況に係る情報の提供】 第〇条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。 ②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。	【運用報告書に記載すべき事項の提供】 第〇条　委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。 ②　前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

［投資信託約款の変更の対象となる投資信託の一覧］

（追加型証券投資信託）	新旧対照表Ａ 該当条項	新旧対照表Ｂ 該当条項
ニュージーランド株式ファンド	第 41 条	第 59 条
スイス株式ファンド	第 41 条	第 59 条
カレラＪリートファンド	第 33 条	第 51 条
メキシコ株式ファンド	第 41 条	第 59 条
オランダ株式ファンド	第 41 条	第 59 条
ロシア株式ファンド	第 41 条	第 59 条
２１世紀東京 日本株式ファンド	第 42 条	第 60 条
イタリア株式ファンド	第 41 条	第 59 条
フランス株式ファンド	第 41 条	第 59 条
３つの財布 欧州リートファンド	第 31 条	第 49 条
３つの財布 欧州銀行株式ファンド（毎月分配型）	第 31 条	第 49 条
３つの財布 欧州不動産関連株ファンド（毎月分配型）	第 31 条	第 49 条
３つの財布 米国銀行株式ファンド（毎月分配型）	第 31 条	第 49 条
テキサス州株式ファンド	第 31 条	第 49 条
フィリピン株式ファンド	第 41 条	第 59 条
カレラ 日本小型株式ファンド	第 39 条	第 57 条
オーストラリアリートファンド（毎月分配型）	第 31 条	第 49 条
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	第 41 条	第 59 条
中欧株式ファンド	第 41 条	第 59 条
グローバル医薬品株式ファンド	第 41 条	第 59 条
カレラ改日本株式ファンド	第 39 条	第 57 条
未来の光 日本小型株式ファンド	第 39 条	第 57 条
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	第 39 条	第 57 条
カレラインフラ・ファンド	第 39 条	第 57 条

ブラジル株式ファンド	第41条	第59条
アジア サプライチェーン株式ファンド	第41条	第59条
カレラＢＥＶ関連株ファンド	第41条	第59条
カレラ成長日本列島株式ファンド	第39条	第57条
ゆたか観光立国日本株式ファンド	第39条	第57条
インド株式ファンド	第41条	第59条
グローバル食料株ファンド	第41条	第59条
航空宇宙戦略グローバルファンド	第41条	第59条
カナダ株式ファンド	第41条	第59条

３．投資信託約款変更がその効力を生ずる日

令和７年４月１日　（予定）

以上

＜本件に関するお問い合わせ＞

カレラアセットマネジメント株式会社　管理部

電話番号　03‐6691‐2017（代表）（受付時間：営業日の午前９時～午後５時）

＜お客様の個別のお取引内容についてのお問合せ＞

お取引先の販売会社にお問合せください。